

# 全員協議会会議録

- 1 日 時 令和4年8月26日(金)  
13時28分開会 14時30分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一、  
西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦  
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員  
(1) 町長からの申し出事項について  
副町長：山本司、総務課長：神谷昌彦
- 6 議 件  
(1) 町長からの申し出事項について  
・第6回定例会について  
(2) 議会運営委員会からの報告事項について  
・9月定例会議案の審議方法について  
・審議日程の見通しについて  
・議会報告会と町民との意見交換会のまとめについて  
・議会モニター会議について  
(3) その他  
・模擬議会について  
・今後のスケジュール(9月定例会等)  
・新個人情報保護法に伴う議会の個人情報保護の対応について
- 7 会 議 録 別紙のとおり

桜井議長：全員協議会を只今から始めさせていただく。本日は第6回定例会を前にして、執行側においていただいて議案説明等をお聞きし、その後議運からの報告事項という順番で進めさせていただきたいと思う。議件についてはお手元に配布のとおりである。コロナが収まらない高止まりが続いているが、清水町においても心配をされる状況であるし、この頃の天候不順で農作物の品質の低下などの状況が心配されているところである。本日は定例会を前にして皆さんの率直な意見をお伺いしながら進めて参りたいと思うのでよろしく願います。

#### (1) 町長からの申し出事項について

##### ・第6回定例会について

桜井議長：まず、議件に入る前に町長が来客中とのことであるので、副町長の方からご挨拶をお願いします。その後第6回定例会について引き続き説明を頂きたい。

副町長：本日は、お忙しい中、お集まりをいただき感謝する。只今町長が来客中であり時間が押しているので、代わってご挨拶申し上げる。例年どおり決算含めて議件が多くあるので、どうぞよろしく願います。私から1点お話しをさせていただきます。現在、教育委員会の事務局が文化センターの2階に学校教育課がある。事務の集約による効率化と冷暖房経費の削減を目的に、10月1日から、実際は3日からはなるが、教育委員会の学校教育課と教育長の執務場所を、役場2階の元々教育委員会があった場所に移転をさせていただきたいと考えている。住民周知については9月15日のお知らせ版等で周知をさせていただいて10月3日から庁舎の中で業務を行うということでご理解をいただきたいと思う。

引き続き9月の定例会に関する議案の説明をさせていただく。座って説明させていただきます。9月定例会の予定議案等について、説明をさせていただきます。配布している議案をご覧ください。まず、報告議案は2件を予定している。報告第1号として健全化判断比率、第2号として資金不足比率について、算定表並びに監査委員の意見書を添付し報告する。続いて令和3年度の決算認定議案である。認定第1号の一般会計から、認定6号の下水道事業会計までの6会計についてである。決算書の他に、資料として主要政策成果表を配布している。続いて条例の一部改正について説明する。議案第69号、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正は公職選挙法施行令が4月に改正され、物価の変動等に鑑み、選挙運動用自動車の使用等に要する経費に係る限度額を引き上げる内容の改正である。続いて議案第70号、清水町課設置条例の一部改正、議案第72号、清水町立学校設置条例の一部改正、議案第73号、清水町学校給食センター条例の一部改正、議案第74号、清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第75号、清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部改正、議案第77号、清水町保育所条例の廃止、この6件は、令和5年4月1日より、清水幼稚園とすみず保育所を統合し、幼保連携型認定こども園を開設することから、関連条例の一部改正及び保育所条例の廃止を行うものである。議案第71号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、国家公務員の育児休業に関する人事院規則が改正されたことから、準拠している条例の一部改正を行うものである。議案第76号、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正は、令和4年10月1日より、後期高齢者医療制度において自己負担2割の区分が追加となることから改正を行うものである。以上が条例の改正である。続いて補正予算に参る。議案第78号から第83号までが、令和4年度一般会計ほか6会計の補正である。一般会計予算について説明する。10ページをご覧ください。歳入から説明する。1款2項1目固定資産税は、現年度課税

分賦課決定により3,000万円の追加。3項2目軽自動車税種別割も、現年度課税分賦課決定により100万円の追加。10款地方特例交付金は、交付金の決定に伴い99万1千円の追加。11款地方交付税は、普通交付税の決定に伴い1億6,104万円の追加。11ページへ参る。14款2項2目民生手数料は、高齢者等短期入所日数の増加に伴い24万円の追加。15款1項1目1節老人福祉費負担金は、過年度分低所得者介護保険料軽減事業負担金の確定により4万円の追加。2節障害福祉費負担金は、過年度分障害者自立支援給付費負担金の確定により334万8千円の追加。2目2節 保健予防費負担金は、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種に係る国庫負担金として、2,084万1千円の追加。2項1目 総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の決定により7,029万円の追加。2目民生費国庫補助金は、障害者自立支援給付審査支払システム改修に係る補助金として21万2千円の追加。3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種体制確保事業費補助金として1,863万5千円の追加。12ページに参る。4目2節 除雪対策費補助金2,267万円の減額は、社会資本整備総合交付金、除雪機械分の交付決定による減額。3節 道路新設改良費補助金1,562万5千円の減額は、社会資本整備総合交付金、道路改築分の交付決定による減額。16款1項1目2節老人福祉費負担金は、過年度分低所得者介護保険料軽減事業負担金の確定により2万円の追加。3節 障害福祉費負担金は、過年度分障害者自立支援給付費負担金の確定により167万4千円の追加。2項2目9節 高齢者世帯等生活支援給付金費補助金は、コロナ禍における原油・物価高騰の影響を受ける低所得の高齢者世帯等の支援事業に対する補助金492万6千円の追加である。4目1節 農業委員会費補助金31万8千円の追加は、農地利用状況調査や権利移転・農地転用等の事務効率化のためタブレット端末導入に対する補助金である。3節 農業振興費補助金2億2,353万4千円の追加は、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金の内示による補正である。詳細については歳出で説明する。13ページに参る。4節 土地改良事業費補助金289万3千円の追加は、小規模土地改良事業として行う明渠排水維持管理工事に対する補助金の交付見込みによる補正である。6節 町有林整備費補助金11万5千円の追加は、森林地理情報システム保守に対する補正である。5目 商工費道補助金1,700万円の追加は、プレミアム付き商品券発行支援事業に対する補助金の補正である。17款1項2目 利子及び配当金93万円の追加は、清水町森林組合出資配当の確定による補正である。18款1項2目 特定寄付金1千円の追加は、寄付1件に伴う補正である。14ページへ参る。20款 繰越金は、令和3年度決算確定に伴い1億7,816万8千円の追加である。21款4項3目3節27番 自動車事故共済金452万2千円の追加は、1月に発生した除雪車両物損事故に係る補正である。42番 経営継承・発展支援事業補助金500万円の追加は、経営移譲農業者の増加に伴う補正である。145番 全国町村会総合賠償保障保険金16万4千円の追加は、4月に発生した町営育成牧場内の北電電柱電線破損事故に対する保険金の補正である。22款1項2目土木債3,830万円の追加は、国庫補助金減額に伴う町債の変更である。4項 臨時財政対策債4,095万円の減額は、発行可能額の確定による補正である。15ページへ参る。歳出の補正である。2款1項3目 財産管理費の工事請負費の追加は、町が普通財産として貸し付けしている旧松沢小学校の窓が老朽化による隙間ができ、室内に砂ぼこりなどが侵入することから改修を行うもので530万2千円の追加。また、旧下佐幌小学校についても、老朽化により雨漏りが発生していることから屋上防水改修工事を行う必要があるため1,210万円の追加。6目企画費12万7千円の追加は、ご当地ナンバープレート導入に関するアンケート調査を十勝町村の住民を対象に行うことになり、町民800人分のアンケートはがきの印刷経費と郵便料の追加である。2項1目徴税費200万円の追加は、個人町民税及び法人町民税の過年度還付金に不足が生じる見込みのための補正である。16ページに参る。3項1目 戸籍住民基本台帳費148万9千円の減額は、戸籍総合システムのクラウド化を行い10月から新システムで運用する予定であったが、電算機器の半導体不足で納期が遅れることから、今年度中はこれまでのシステムを継続して使用するための予算の組み替えである。4項4

目町議会議員選挙費11万4千円の追加は、条例改正により選挙運動費用の公費負担増に伴う補正である。17ページに参る。3款1項3目 老人福祉費6万円の追加は、過年度分低所得者介護保険料軽減負担金の確定に伴う繰出金の補正である。4目 障害者福祉費132万7千円の追加は、障害者福祉システム改修業務委託料で令和5年度からデータベース稼働に向けた改修費として42万5千円の追加と、障害者支援事業で令和3年度障害者等医療費負担金の確定に伴い、国費道費負担金返還金90万2千円の追加である。5目 在宅支援費121万9千円の追加は、高齢者等短期入所施設利用日数の増加に伴う委託料の補正である。6目 老人福祉センター運営費81万9千円の追加は、床下点検口の老朽化による改修工事の補正である。18ページに参る。13目 高齢者世帯等生活支援給付金費3,940万8千円の追加は、コロナ対策の臨時交付金等を財源に、原油・物価高騰の影響を受ける低所得の高齢者世帯・障がい者世帯・子育て世帯・生活保護世帯合わせて1,270世帯へ3万円を給付し支援する補正である。なお詳細については、別にお配りしている予算に関する説明資料事業番号01に記載している。18ページ下から19ページに参る。2項1目 児童福祉総務費292万5千円の追加は、令和3年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費の確定に伴う国庫道費補助金返還金の補正である。2目 保育施設運営費97万2千円の追加は、令和3年度子ども子育て支援交付金等の確定に伴う国庫道費補助金返還金の補正である。6目 児童療育支援費57万円の追加は、令和3年度障害者医療費負担金等の確定に伴う国庫道費負担金返還金の補正である。7目 子育て世帯等臨時特別支援金215万9千円の追加は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費の確定に伴う国庫道費補助金返還金の補正である。20ページに参る。4款1項1目 保健衛生総務費18節負担金、補助及び交付金33万円の追加は、今年度の帯広厚生病院運営費補助金の確定に伴う補正である。27節の繰出金1,699万4千円減額は、令和3年度特別会計の決算確定などに伴う補正である。2目 保健予防費5,082万円の追加は、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種に係る委託料及び事務経費の補正である。22ページに参る。22節10番 国庫道費補助金返還金であるが、令和3年度新型コロナワクチン接種費用の確定に伴う返還金の補正である。5目 公衆浴場管理費30万円の追加は、公衆浴場小修繕箇所の増加に伴う補正である。4款2項1目 清掃費は、特定寄付金の補正に伴う財源内訳のみの補正である。23ページに参る。6款1項1目 農業委員会費31万8千円の追加は、国の方針を受け農地利用状況調査や権利移転・農地転用等の事務にタブレット端末を導入運用する経費の補正である。3目 農業振興費2億7,088万4千円の追加は、18節33番施肥適正化推進事業補助金で、十勝清水町農協が取り組む土壌分析件数が、肥料高騰対策により増加が見込まれることから135万円の追加。46番 経営継承・発展支援事業補助金1,000万円の追加は、経営移譲を受けた後継者に対する省力農作業機械等の購入に対する補助件数の増加見込みによる補正。49番 持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金2億2,353万4千円の追加は、十勝清水町農業協同組合が事業主体として行う、種ばれいしょのり病率低減事業、省力作業機械の導入事業等が国の内示を受けたことによる補正である。50番 清水町化学肥料購入支援金給付事業補助金3,600万円の追加は、コロナ対策の臨時交付金を財源に、化学肥料高騰対策として北海道が独自に支援する補助制度と同じ内容で、町としても化学肥料1トン当たり3,125円を補助するための補正である。詳細は、別にお配りしている予算に関する説明資料事業番号02に記載している。24ページへ参る。5目 牧場費16万4千円の追加は、牧場施設管理中の北電電線に損害を与えた事故に対する賠償金である。6目 土地改良事業費638万6千円の追加は、大雨被害による明渠排水路の土砂上げと農地の浸食被害を防止する工事費の補正である。7目 農業用水管理費155万2千円の追加は、農業用水施設・管理の修繕箇所の増加による補正と大雨の影響による水源の清掃回数の増に伴う委託料の補正である。25ページへ参る。2項2目 町有林整備費は、特定財源内訳のみの補正である。7款1項1目 商工振興費5,190万5千円の追加は、18節35番清水町商工業活性化店舗開店等支援事業補助金で、申請件数の増により200万円の追加。36番 地域活性化商品券事業補

助金は、10月発行分について北海道の補助金を活用し、プレミアム率を当初の20%から30%に引き上げ、さらにコロナ対策の臨時交付金を財源に、発行組数を当初の13,000組から17,000組へ増発するための経費等として3,860万5千円追加するものである。詳細は、別にお配りしている予算に関する説明資料事業番号03に記載している。45番 清水町中小企業等影響緩和特別支援金600万円の減額は、当初、国や道の支援金事業が打ち切られた際の支援として予算化していたが、国・道において事業継続されたことから減額するものである。46番 清水町起業等スタートアップ支援事業補助金230万円の追加は、申請件数の増に伴う補正である。48番 清水町事業者等事業継続緊急支援給付金1,500万円の追加は、北海道がコロナ禍で売上が20%以上減少し、かつ原材料等の価格高騰の影響を受ける中小・小規模事業者等へ補助金による支援を行っているが、本町もコロナ対策の臨時交付金を財源に、事業者向けの緊急支援として中小・小規模事業者へ10万円、個人事業者へ5万円を給付し支援を行うための補正である。詳細は、別にお配りしている予算に関する説明資料事業番号04に記載している。26ページに参る。8款2項1目 道路維持費815万3千円の追加は、大雨被害による道路補修工事及び砂利購入費の補正である。2目 除雪対策費452万2千円の追加は、除雪車両事故の修繕料及び北電電柱に対する賠償金の補正である。3目 道路新設改良費は、特定財源内訳のみの補正である。27ページへ参る。10款1項2目 教育振興費72万6千円の追加は、タブレットパソコン修繕費の増加による補正である。3目 教員住宅費41万8千円の追加は、給湯ボイラー等の修繕箇所の増による補正である。28ページに参る。13款2項1目 基金費は2億5,786万円の追加である。令和3年度決算剰余金と今回の補正予算調整額としての積立金の補正である。以上が一般会計補正予算の内容である。なお、特別会計は、決算剰余金に伴う補正予算が主なものである。その他の議案である。議案第84号は損害賠償の額の決定及び和解についてである。今年1月に行政報告させていただいた、除雪車両による物損事故に関して、電柱を所有する北海道電力に対する賠償金額が確定したので、議決を求めるものである。続いて議案第85号も同様である。これについても、今年4月に行政報告させていただいた、町営育成牧場敷地内の立木伐採作業中の物損事故に関して、電柱電線を所有する北海道電力に対する賠償金額が確定したので、議決を求めるものである。最後に議案第86号、人事案件である。教育委員会教育委員の任期が、現在1期目の川端和仁委員が、9月30日で任期満了となることから、再任の提案をさせていただく。以上が本日お配りしている議案である。この他に、開会日の配布予定の議案として、工事請負契約の締結について2件を予定している。いずれも入札が8月30日となることから、開会日に配布予定とさせていただく。工事の内容は、清水終末処理場の機械設備工事契約、もう1件も、清水終末処理場の電気設備工事契約になる。いずれも入札の予定価格が5,000万円の議決要件を超えることから、開会初日に提案させていただきたいと思っている。この他に、行政報告を3件予定しており、1件は新型コロナウイルスワクチンの接種状況及びオミクロン株対応ワクチンの接種について、2件目は8月15日から16日にかけての大雨による被害状況について、3件目は農産物の生育状況等について、調査日が9月1日になるので、当日配布させていただきたいと思う。以上、9月定例会の主な予定議案の説明とさせていただく。どうぞよろしく願います。

桜井議長：ただいま副町長から説明をいただいた。9月7日開会の第6回定例会に関する予定議案、特に一般会計補正予算について説明をいただいた。特に何か質疑があればお受けしたいと思うがないか。

(なしという声あり)

桜井議長：それでは、なしということで町長からの申し出事項についてはこれで終わらせていただく。説明員には退席いただく。

【休憩： 14：07】

【再開： 14：07】

## (2) 議会運営委員会からの報告事項について

桜井議長：それでは、全員協議会を続ける。

次に、議会運営委員会からの報告事項についてである。9月定例会議案の審議方法について、審議日程の見通しについて、議会運営委員会中島委員長から説明いただく。

中島議員：それでは議会運営委員会からの報告をさせていただく。今日午前10時から開会して審議終わったので、委員会で決定されたものについて報告する。9月定例会議の審議方法については決算、その他の条例の一部改正、補正予算、一般議案は今までと同様に本会議審議とすることとした。次に、日程の見通しについてであるが、9月7日から9月22日の16日間とした。9月7日、初日においては議会運営委員会委員長報告、行政報告3件、報告2件、条例の一部改正1件、一般会計以下6会計補正予算、その他議案、損害賠償額の決定及び和解2件、工事請負契約の締結2件、所管事務調査について総務産業、厚生文教常任委員会報告が7日の予定である。9月13日、14日については一般質問を予定している。質問者の人数によって若干日程の変更もありうると思っている。9月15日、16日については決算審査、9月22日、条例の一部改正8件、人事案件1件、意見書、所管事務調査の申し出、議員の派遣、これらについて最終日に審議していただく予定にしている。なお、定例会の審議日程については一般質問の通告後改めて議会運営委員会を開催し、8月31日の議会運営委員会で確定をしたいと考えている。以上、審議方法、日程について報告させていただく。

桜井議長：只今の報告に対して質疑あればお受けしたいがないか。

(なしとの声あり)

桜井議長：それでは委員長の報告のとおり進めさせていただく。次に、議会報告会と町民との意見交換会のまとめについて、議会運営委員長から報告していただく。

中島議員：それでは議会報告会と町民との意見交換会の協議結果をまとめさせていただいた。お手元に資料が届いていると思うが、議会運営委員会でこのとおり決定をし、それぞれ総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会、議会運営委員会で審査協議をしていただいで対応をお願いしたいと思っている。よろしく願います。

桜井議長：只今委員長から報告いただいた議会報告会と町民との意見交換会のまとめについて、何か質問があればお受けしたいがないか。

(なしとの声あり)

桜井議長：なければ委員長の報告のとおり進めさせていただく。次に、議会モニターについて、これについても議会運営委員長のほうから報告いただく。

中島議員：今年度の議会モニター会議について、開催は10月末から11月の予定としている。協議テーマとしても今一度検討し、モニターの委員の皆さんに周知しながら今年度も開催していきたいと考えている。

桜井議長：議会モニターについて報告があった。開催時期等について何か意見、質疑があればお受けしたいがないか。

(なしとの声あり)

桜井議長：それでは委員長の報告のとおり進めさせていただく。次にその他に移る。模擬議会について、今後のスケジュールについて局長から説明いただく。

事務局長：模擬議会については6月に高校のほうで議会運営委員会の委員により事前の学習会について行ったところである。10月18日に模擬議会本番を迎える前に9月定例会の一般質問初日、9月13日に高校の生徒さんが一般質問を見学する予定になっている。また、町側に対しての一般質問の通告を受けてそれに基づく答弁要旨を当局側から頂いた後、高校の方で10月4日、模擬議会のリハーサルを予定している。日程等については改めて連絡するが例年のとおり議員全員に対応いただきたいと考えている。なお、役場集合で移動となると車両の密集が懸念されるので、昨年同様に町営球場の駐車場を集合場所とし、高校へ徒歩で移動と考えている。

今後の日程についてはお手元に議案書と同時に一般質問の通告についてご案内させていただいている。8月31日9時からということで一般質問の本文、新聞チラシ用の質問要旨、当日、準備いただいて提出をお願いする。

桜井議長：只今局長から説明があったその他について何かあれば受けたいと思うがないか。  
(なしとの声あり)

桜井議長：それではこのように進めさせていただく。局長からもう一つあるとのこと。

(事務局長より新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について説明)

桜井議長：只今局長から説明がありました個人情報保護法についての対応については、このようなスケジュールを基に進めさせていただくということである。また、お手元の資料の中で9月定例会のコロナ対策についてもお目通しいただいて、このような体制をとって議会を運営してまいりたいと思うのでよろしく願います。何かあれば。

高橋議員：1点だけ。今の個人情報保護条例の新しいやつに、そもそもその法律になぜ議会を除くとまで明言するのか、その理由ってわかるか。

事務局長：先程の説明の中で若干触れたが、資料の3ページ、第2条の中で行政機関を定めて議会を除くというふうになっているが、地方公共団体の議会については国会や裁判所がこの法律に基づく個人情報の取り扱いに係る対象となっていないということで、国会と地方の議会と同じような位置づけというふうに考えれば、国会を除いている法律の適応は地方議会からも除外すると判断をして、この法律では議会を除くというふうに規定されたということである。それ以上の深いところというのは情報がないのでわからない。

高橋議員：今の理由は局長の予想ということか。それともどこかが発表した内容なのか。

事務局長：書いてある書面を読み上げたものである。

高橋議員：要するにそういうことになっているということなのだろうけど、そもそもこれは道の議長会が出した資料なのか。そこにいろいろな事を聞くことができるということか。

事務局長：冒頭に全国町村議会議長会、令和4年4月というふうに書いてあるので、議長会の方でまとめた内容であると思う。ただ、議長会の方も今回の資料作成にあたっては、色々関係機関と協議して確認しているということなので、一応法律の規定による国の機関の側との情報交換をしながら町村の議会として必要なものというものは整理されてきていると思う。

桜井議長：他にないか。

(なしとの声あり)

桜井議長：なければ、これで全員協議会を終了する。

【閉会 14：30】